

別添1

○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）

				改正案	
				<p>（技術検定の種目等）</p> <p>第二十七条の三 法第二十七条第一項の規定による技術検定は、次の表の検定種目の欄に掲げる種目について、同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として行う。</p>	
管理	<p>電気通信</p> <p>工事施工</p>	<p>管工事施</p> <p>工管理</p>	<p>（略）</p>	<p>検定種目</p> <p>検定技術</p>	<p>（略）</p>
	<p>電気通信工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術</p>	<p>管工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
	<p>（新設）</p>	<p>管工事施</p> <p>工管理</p>	<p>（略）</p>	<p>検定種目</p> <p>検定技術</p>	<p>（略）</p>
	<p>（新設）</p>	<p>管工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
				現行	
				<p>（技術検定の種目等）</p> <p>第二十七条の三 法第二十七条第一項の規定による技術検定は、次の表の検定種目の欄に掲げる種目について、同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として行う。</p>	

(略)

(略)

2 (略)

3 建設機械施工、土木施工管理及び建築施工管理に係る二級の技術検定
(建築施工管理に係る二級の技術検定にあつては、実地試験に限る。)は、当該種目を国土交通大臣が定める種別に細分して行う。

(受検資格)

第二十七条の五 (略)

2 二級の技術検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 (略)

二 土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理又は造園施工管理 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める者

イ 学科試験 当該学科試験が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者

ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受験しようとする種目(土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種別。(2)において同じ。)に関し三年以上の実務経験を有する者
在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(2) 受験しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者

(略)

(略)

2 (略)

3 建設機械施工、土木施工管理及び建築施工管理に係る二級の技術検定は、当該種目を国土交通大臣が定める種別に細分して行う。

(受検資格)

第二十七条の五 (略)

2 二級の技術検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 (略)

二 土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める者

イ 学科試験 当該学科試験が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者

ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受験しようとする種目(土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種別。(2)において同じ。)に関し三年以上の実務経験を有する者
在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(2) 受験しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者

- (3) 国土交通大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

(試験の免除)

第二十七条の七 次の表の上欄に掲げる者については、申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

(略)	(略)
二級の技術検定の学科試験に合格した者	種目（建設機械施工又は土木施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする二級の技術検定（検定期間内に行われるものに限る。）の学科試験の全部
(略)	(略)

(受験手数料等)

第二十七条の十 学科試験又は実地試験の受験手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、第二十七条の七の規定により学科試験又は実地試験の一部の免除を受けることができる者が当該学科試験又は実地試験を受けようとする場合においては、当該学科試験又は実地試験につ

- (3) 国土交通大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

(試験の免除)

第二十七条の七 次の表の上欄に掲げる者については、申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

(略)	(略)
二級の技術検定の学科試験に合格した者	種目（建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする二級の技術検定（検定期間内に行われるものに限る。）の学科試験の全部
(略)	(略)

(受験手数料等)

第二十七条の十 学科試験又は実地試験の受験手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、第二十七条の七の規定により学科試験又は実地試験の一部の免除を受けることができる者が当該学科試験又は実地試験を受けようとする場合においては、当該学科試験又は実地試験につ

いて同表に掲げる額から国土交通大臣が定める額を減じた額とする。

2 (略)	(略)	電気通 信工事 施工管 理	管工 事 施工 管 理	(略)	目	検 定 種
	(略)	一万三千円	八千五百円	(略)	学科試験	一級
	(略)	一万三千円	八千五百円	(略)	実地試験	
	(略)	六千五百円	四千二百五十 円	(略)	学科試験	二級
(略)	六千五百円	四千二百五十 円	(略)	実地試験		

いて同表に掲げる額から国土交通大臣が定める額を減じた額とする。

2 (略)	(略)	(新設)	管工 事 施工 管 理	(略)	目	検 定 種
	(略)	(新設)	八千五百円	(略)	学科試験	一級
	(略)	(新設)	八千五百円	(略)	実地試験	
	(略)	(新設)	四千二百五十 円	(略)	学科試験	二級
(略)	(新設)	四千二百五十 円	(略)	実地試験		

別添2

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）（抄）

		改正後	改正前
<p>電気通信 工事業</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検 定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した 者</p> <p>二 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のう ち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選 択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。 ）とするものに合格した者</p> <p>三 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第 四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格 者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付 を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を 有する者</p>	<p>(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められ る者)</p> <p>第七条の三 法第七条第二号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と 同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が 認定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようと する建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>	
<p>電気通信 工事業</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>一 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のう ち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選 択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。 ）とするものに合格した者</p> <p>二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第 四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格 者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付 を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を 有する者</p>	<p>(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められ る者)</p> <p>第七条の三 法第七条第二号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と 同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が 認定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようと する建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>	

(略) (略)

- 三 前二号に掲げる者のほか、第十八条の三第二項第二号に規定する登録基幹技能者講習(許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものに限る。)を修了した者
- 四 国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者

(別表) (二)

コード	資格区分
-----	------

(略)	(略)
-----	-----

建設業 法					
(略)	33	32	31	30	(略)
(略)	(略)	二級 川	一級電気通信工事施工管理技士	(略)	(略)

(略) (略)

- (新設)
- 三 国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者

(別表) (二)

コード	資格区分
-----	------

(略)	(略)
-----	-----

建設業 法					
(略)	33	(新設)	30	(略)	(略)
(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)	(略)

(略)	法 建設業						(略)	コード	資格区分	(別表) (四)	(略)	
	(略)	1 3 3	2 3 2	1 3 1	2 3 0	(略)						(略)
	(略)	(略)	二級 川	一級電気通信工事施工管理技士	(略)	(略)						(略)

(略)	法 建設業						(略)	コード	資格区分	(別表) (四)	(略)	
	(略)	1 3 3	(新設)	(新設)	2 3 0	(略)						(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						(略)

○施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）（抄）

改正後

				<p>（令第二十七条の四第一項ただし書の種目及び級）</p> <p>第一条の二 令第二十七条の四第一項ただし書の国土交通省令で定める種目及び級は、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理及び造園施工管理の二級とする。</p>	
				<p>（令第二十七条の五の学科）</p> <p>第二条 令第二十七条の五第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。</p>	
検定種目	学科	建設機械 施工	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）、都市工学、衛生工学、交通工学、電気工学、電気通信工学、機械工学又は建築学に関する学科	(略)	(略)
電気工事 施工管理	電気工学、電気通信工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科	建築施工 管理	建築学、土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学又は機械工学に関する学科	(略)	(略)

改正前

				<p>（令第二十七条の四第一項ただし書の種目及び級）</p> <p>第一条の二 令第二十七条の四第一項ただし書の国土交通省令で定める種目及び級は、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の二級とする。</p>	
				<p>（令第二十七条の五の学科）</p> <p>第二条 令第二十七条の五第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。</p>	
検定種目	学科	建設機械 施工	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）、都市工学、衛生工学、交通工学、電気工学、機械工学又は建築学に関する学科	(略)	(略)
電気工事 施工管理	電気工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科	建築施工 管理	建築学、土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学又は機械工学に関する学科	(略)	(略)

管工事施 工管理	土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、電気通信工 学、機械工学又は建築学に関する学科
電気通信 工事施工 管理	電気通信工学、電気工学、土木工学、都市工学、機械工 学又は建築学に関する学科
(略)	(略)

(受検申請)

第四条 (略)

2 (略)

3 学科試験に合格した者は、種目及び級(学科試験に合格した技術検
定が建設機械施工又は土木施工管理に係る二級の技術検定である場合
においては、種目及び種別)を同じくする次回の技術検定を受けよう
とする場合においては、第一項の規定にかかわらず、令第二十七条の
五第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号(1)若しくは(2)若し
くは第二号(1)に該当する者にあつては第一項第一号及び第三号に掲
げる書類、同条第一項第三号又は第二項第一号(3)若しくは(4)若しく
は第二号(2)に該当する者にあつては第一項第三号に掲げる書類、そ
他の者にあつては第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添付する
ことを要しない。ただし、同条第二項第一号(1)から(5)までに該当す
る者及び第二号(1)から(3)までに該当する者が初めて実地試験を受け
ようとする場合にあつては、この限りでない。

別表第一(第一条関係)

一級技

管工事施 工管理	土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、機械工学又 は建築学に関する学科
(新設)	(新設)
(略)	(略)

(受検申請)

第四条 (略)

2 (略)

3 学科試験に合格した者は、種目及び級(学科試験に合格した技術検
定が建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理に係る二級の技術
検定である場合においては、種目及び種別)を同じくする次回の技術
検定を受けようとする場合においては、第一項の規定にかかわらず、
令第二十七条の五第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号(1)
若しくは(2)若しくは第二号(1)に該当する者にあつては第一項第一号
及び第三号に掲げる書類、同条第一項第三号又は第二項第一号(3)若
しくは(4)若しくは第二号(2)に該当する者にあつては第一項第三号に
掲げる書類、その他の者にあつては第一項第二号及び第三号に掲げる
書類を添付することを要しない。ただし、同条第二項第一号(1)から
(5)までに該当する者及び第二号(1)から(3)までに該当する者が初めて
実地試験を受けようとする場合にあつては、この限りでない。

別表第一(第一条関係)

一級技

電気工事 管理			建築施 工管理			土木施 工管理	(略)	種目
学 科 試 験	(略)		学 科 試 験	(略)		学 科 試 験	(略)	分 試 験 区
電 気 工 学 等	(略)	(略)	建 築 学 等	(略)	(略)	土 木 工 学 等	(略)	目 試 験 科 術 検 定
1 電気工事の施工に必要な電気工学、 電気通信工学、土木工学、機械工学及 び建築学に関する一般的な知識を有す	(略)	(略)	1 建築一式工事の施工に必要な建築学 、土木工学、電気工学、電気通信工学 及び機械工学に関する一般的な知識を 有すること。 2 (略)	(略)	(略)	1 土木一式工事の施工に必要な土木工 学、電気工学、電気通信工学、機械工 学及び建築学に関する一般的な知識を 有すること。 2 (略)	(略)	一級技術検定試験基準

電気工事 管理			建築施 工管理			土木施 工管理	(略)	種目
学 科 試 験	(略)		学 科 試 験	(略)		学 科 試 験	(略)	分 試 験 区
電 気 工 学 等	(略)	(略)	建 築 学 等	(略)	(略)	土 木 工 学 等	(略)	目 試 験 科 術 検 定
1 電気工事の施工に必要な電気工学、 土木工学、機械工学及び建築学に関す る一般的な知識を有すること。	(略)	(略)	1 建築一式工事の施工に必要な建築学 、土木工学、電気工学及び機械工学に 関する一般的な知識を有すること。 2 (略)	(略)	(略)	1 土木一式工事の施工に必要な土木工 学、電気工学、機械工学及び建築学に 関する一般的な知識を有すること。 2 (略)	(略)	一級技術検定試験基準

	電気通 信工事 施工管 理		管工事 施工管 理				
	験 学科試	(略)	験 学科試	(略)			
理 施工管 法	等 信工学 電気通 信工学	(略)	等 機械工 学等	(略)	(略)		
電気通 信工事の 施工計画の 作成方法及び 工程管理、 品質管理、 安全管理等 工事の	1 電気通 信工事の 施工に必要 な電気通 信工学、 電気工学、 土木工学、 機械工学 及び建築 学に関する 一般的な知 識を有する こと。 2 有線電 気通 信設備、 無線電 気通 信設備、 放送機 械設備等 (以下「電 気通 信設備」と いう。)に 関する一 般的な知 識を有す ること。 3 設計図 書に 関する一 般的な知 識を有す ること。	(略)	1 管工 事の施 工に必 要な機 械工学、 衛生工 学、電 気工学、 電気通 信工学及 び建築 学に関 する一 般的な 知識を 有する こと。 2・3 (略)	(略)	(略)	2・3 (略)	ること。

	(新設)		管工事 施工管 理				
	(新設)	(略)	験 学科試	(略)			
	(新設)	(略)	等 機械工 学等	(略)	(略)		
	(新設)	(略)	1 管工 事の施 工に必 要な機 械工学、 衛生工 学、電 気工学 及び建 築学に 関する 一般的 な知識 を有す ること。 2・3 (略)	(略)	(略)	2・3 (略)	

種目	分 試験区	目 試験科	二級技術検定試験基準	別表第二(第一条関係)		造園施工管理			
				(略)		学科試験	実地試験		
				(略)	(略)	土木工学等	施工管理	法規	
				(略)	(略)	1 造園工事の施工に必要な土木工学、園芸学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 (略)	設計図書で要求される電気通信設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気通信設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。	建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。

種目	分 試験区	目 試験科	二級技術検定試験基準	別表第二(第一条関係)		造園施工管理			
				(略)		学科試験			
				(略)	(略)	土木工学等			
				(略)	(略)	1 造園工事の施工に必要な土木工学、園芸学、電気工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 (略)			

				建築施 工管理		土木施 工管理	(略)
				学 科 試 験	(略)	学 科 試 験	(略)
(削除)	(削除)	(略)		建 築 学 等	(略)	土 木 工 学 等	(略)
(削除)	(削除)	(略)	2 (略)	1 建築一式工事の施工に必要な建築学、土木工学、電気工学、電気通信工学及び機械工学に関する概略の知識を有すること。	(略)	1 土木一式工事の施工に必要な土木工学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2 (略)	(略)

				建築施 工管理		土木施 工管理	(略)
				学 科 試 験	(略)	学 科 試 験	(略)
法 工 管 理	仕 上 施 工 管 理	法 工 管 理	軀 体 施 工 管 理	建 築 学 等	(略)	土 木 工 学 等	(略)
管理、安全管理等工事の施工の管理方法	建築一式工事のうち仕上げに係る工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法	建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。	建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。	1 建築一式工事の施工に必要な建築学、土木工学、電気工学及び機械工学に関する概略の知識を有すること。 2 (略)	(略)	1 土木一式工事の施工に必要な土木工学、電気工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2 (略)	(略)

電気工事 施工管理							
学科試験					実地試験		
電気工学等		仕上施工管理 法			躯体施工管理 法	(略)	(略)
1 電気工事の施工に必要な電気工学、電気通信工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。		1 (略) 2 建築一式工事のうち仕上げに係る工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法を正確に理解し、設計図書に基づいて、当該工事の工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。			1 (略) 2 建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法を正確に理解し、設計図書に基づいて、当該工事の工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。	(略)	(略)

電気工事 施工管理							
学科試験					実地試験		
電気工学等		仕上施工管理 法			躯体施工管理 法	(略)	(略)
1 電気工事の施工に必要な電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。		1 (略) 2 設計図書に基づいて、建築一式工事のうち仕上げに係る工事の工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。			1 (略) 2 設計図書に基づいて、建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る工事の工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる高度の応用能力を有すること。	(略)	(略)
							に関する一般的な知識を有すること。

電気通 信工事 理	管工事 施工管 理	学科試 験	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2・3 (略)
電気通 信工事 等	機械工 学等	(略)	(略)	(略)	1 管工事の施工に必要な機械工学、衛 生工学、電気工学、電気通信工学及び 建築学に関する概略の知識を有するこ と。 2・3 (略)	(略)	(略)	(略)
理 施工管 理法	電気通 信工事 等	1 電気通信工事の施工に必要な電気通 信工学、電気工学、土木工学、機械工 学及び建築学に関する概略の知識を有 すること。 2 電気通信設備に関する概略の知識を 有すること。 3 設計図書を正確に読みとるための知 識を有すること。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
電気通信工事の施工計画の作成方法及び 工程管理、品質管理、安全管理等工事の 施工の管理方法に関する概略の知識を有 すること。								

(新設)	管工事 施工管 理	学科試 験	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2・3 (略)
(新設)	機械工 学等	(略)	(略)	(略)	1 管工事の施工に必要な機械工学、衛 生工学、電気工学及び建築学に関する 概略の知識を有すること。 2・3 (略)	(略)	(略)	(略)
(新設)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		造園施 工管理	
(略)		験 学科試	験 実 地試
(略)	(略)	学等 土木工	理法 施 工管
(略)	(略)	2 (略)	法規 建設工事の施工に必要な法令に関する概 略の知識を有すること。
(略)	(略)	1 造園工事の施工に必要な土木工学、 園芸学、電気工学、電気通信工学、機 械工学及び建築学に関する概略の知識 を有すること。	設計図書で要求される電気通信設備の性 能を確保するために設計図書を正確に理 解し、電気通信設備の施工図を適正に作 成し、及び必要な機材の選定、配置等を 適切に行うことができる一応の応用能力 を有すること。

		造園施 工管理	
(略)		験 学科試	
(略)	(略)	学等 土木工	
(略)	(略)	2 (略)	
(略)	(略)	1 造園工事の施工に必要な土木工学、 園芸学、電気工学、機械工学及び建築 学に関する概略の知識を有すること。	

(改正前)

1 級 技 術 検 定 実 務 経 験 証 明 書

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者 殿

年 月 日

証明者

会社又は事業所名
所在地
職名
氏名

印

受 検 申 請 者	氏 名	生 年 月 日	大 正 昭 和 平 成 年 月 日 生	証 明 者 と の 関 係				
	本 籍	現 住 所						
受 検 種 目 に 関 する 実 務 経 験	勤 務 先 名	勤 務 先 所 在 地	所 属 (部 課 名)	在 職 期 間 中 の 受 検 種 目 に 関 する 実 務 経 験 の 内 容			在 職 期 間 中 の 受 検 種 目 に 関 する 実 務 経 験 年 数	
				工 事 種 別	工 事 内 容	従 事 し た 立 場	年 月 ~ 年 月	年 月
							. ~ .	.
							. ~ .	.
							. ~ .	.
							. ~ .	.
							. ~ .	.
							. ~ .	.
							. ~ .	.
	実 務 経 験 年 数 の 合 計							

上 記 実 務 経 験 の う ち 指 導 監 督 的 実 務 経 験 の 内 容										
受 検 種 目 に 関 する 指 導 監 督 的 実 務 経 験	勤 務 先 名	所 属 (部 課 名)	工 事 名	発 注 者 名	工 事 工 期	指 導 監 督 的 実 務 経 験 の 内 容			指 導 監 督 的 実 務 経 験 年 数	
					年 月 ~ 年 月 (年 月)	工 事 種 別	工 事 内 容	地 位 ・ 職 名	年 月 ~ 年 月 (年 月)	
	あ な た が 担 当 し た 業 務 の 具 体 的 な 内 容 (工 程 管 理 ・ 品 質 管 理 ・ 安 全 管 理 等 の 具 体 的 な 内 容)									
						. ~ .				. ~ .
						. ~ .				. ~ .
						. ~ .				. ~ .
						. ~ .				. ~ .
						. ~ .				. ~ .
	指 導 監 督 的 実 務 経 験 年 数 の 合 計								(.)	

記 載 要 領

- 「所属(部課名)」の欄は、建設部、工事部、工務課、技術課 等、具体的に記入すること。
- 「工事種別」の欄は、受験する種目に応じて、以下のように具体的に記入すること。
 建設機械施工: 河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事 等
 土木施工管理: 河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事 等
 建築施工管理: 建築一式工事、大工工事、鉄筋工事、左官工事 等
 電気工事施工管理: 構内電気設備工事、発電設備工事、変電設備工事、送配電線工事 等
 管工事施工管理: 冷暖房設備工事、冷凍冷房設備工事、空調設備工事、給排水・給湯設備工事 等
 造園施工管理: 公園工事、庭園工事、道路緑化工事、屋上緑化工事 等
- 「従事した立場」の欄は、現場代理人、主任技術者、施工監督、工事主任 等、具体的に記入すること。

(改正後)

1 級 技 術 検 定 実 務 経 験 証 明 書

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者

殿

年 月 日

証明者

会社又は事業所名
所在地
氏名



受 検 申 請 者	氏 名	生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日生	証明者との関係				
	本 籍	現 住 所							
受 検 種 目 に 関 する 実 務 経 験	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験の内容			在職期間中の受検種目に関する実務経験年数		
				工事種別	工事内容	従事した立場	年 月 ~ 年 月	年 ヶ月	
							・ ~ ・	・	
							・ ~ ・	・	
							・ ~ ・	・	
							・ ~ ・	・	
							・ ~ ・	・	
							・ ~ ・	・	
	実務経験年数の合計							・	

上記実務経験のうち指導監督的実務経験の内容										
受 検 種 目 に 関 する 指 導 監 督 的 実 務 経 験	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	工事工期 年月~年月(年ヶ月)	指導監督的実務経験の内容			指導監督的 実務経験年数 年月~年月(年ヶ月)	
						工事種別	工事内容	地位・職名		
	あなたが担当した業務の具体的な内容 (工程管理・品質管理・安全管理等の具体的な内容)									
					・ ~ ・ (・)				・ ~ ・ (・)	
					・ ~ ・ (・)				・ ~ ・ (・)	
					・ ~ ・ (・)				・ ~ ・ (・)	
					・ ~ ・ (・)				・ ~ ・ (・)	
	指導監督的実務経験年数の合計								(・)	

記載要領

- 「所属(部課名)」の欄は、建設部、工務部、工務課、技術課 等、具体的に記入すること。
- 「工事種別」の欄は、受検する種目に応じて、以下のように具体的に記入すること。
 建設機械施工:河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事 等
 土木施工管理:河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事 等
 建築施工管理:建築一式工事、大工工事、鉄筋工事、左官工事 等
 電気工事施工管理:構内電気設備工事、発電設備工事、変電設備工事、送配電線工事 等
 管工事施工管理:冷暖房設備工事、冷凍冷房設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事 等
 電気通信工事施工管理:有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、放送機械設備工事 等
 造園施工管理:公園工事、庭園工事、道路緑化工事、屋上緑化工事 等
- 「従事した立場」の欄は、現場代理人、主任技術者、施工監督、工事主任 等、具体的に記入すること。

(改正前)

2 級 技 術 検 定 実 務 経 験 証 明 書

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者 殿

年 月 日

証明者

会社又は事業所名
所在地
氏名



受 検 申 請 者	氏 名	生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日 生	証明者との関係			
	本 籍			現 住 所				
受 検 種 目 に 関 する 実 務 経 験	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験の内容			在職期間中の受検種別に関する実務経験年数	
				工事種別	工事内容	従事した立場	年 月 ~ 年 月	年 ヶ月
							. ~ .	.
							. ~ .	.
							. ~ .	.
							. ~ .	.
							. ~ .	.
							. ~ .	.
							. ~ .	.
							. ~ .	.
実務経験年数の合計								.

記載要領

- 1 「所属(部課名)」の欄は、建設部、工事部、工務課、技術課 等、具体的に記入すること。
- 2 「工事種別」の欄は、受験する種目に応じて、以下のように具体的に記入すること。
建設機械施工: 河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事 等
土木施工管理: 河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事 等
建築施工管理: 建築一式工事、大工工事、鉄筋工事、左官工事 等
電気工事施工管理: 構内電気設備工事、発電設備工事、変電設備工事、送配電線工事 等
管工事施工管理: 冷暖房設備工事、冷凍冷房設備工事、空調和設備工事、給排水・給湯設備工事 等
造園施工管理: 公園工事、庭園工事、道路緑化工事、屋上緑化工事 等
- 3 「従事した立場」の欄は、現場代理人、主任技術者、施工監督、工事主任 等、具体的に記入すること。

(改正後)

2 級 技 術 検 定 実 務 経 験 証 明 書

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者 殿

年 月 日

証明者

会社又は事業所名
在 地
所 職
氏 名

印

受 検 申 請 者	氏 名		生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日生	証明者との関係		
	本 籍				現 住 所			
受 検 種 目 に 関 する 実 務 経 験	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験の内容			在職期間中の受検種別に関する実務経験年数	
				工事種別	工事内容	従事した立場	年 月 ~ 年 月	年 ヶ月
							. ~ .	.
							. ~ .	.
							. ~ .	.
							. ~ .	.
							. ~ .	.
							. ~ .	.
							. ~ .	.
	実務経験年数の合計							

記載要領

- 「所属(部課名)」の欄は、建設部、工務部、工務課、技術課 等、具体的に記入すること。
- 「工事種別」の欄は、受験する種目に応じて、以下のように具体的に記入すること。
 建設機械施工:河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事 等
 土木施工管理:河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事 等
 建築施工管理:建築一式工事、大工工事、鉄筋工事、左官工事 等
 電気工事施工管理:構内電気設備工事、発電設備工事、変電設備工事、送配電線工事 等
 管工事施工管理:冷暖房設備工事、冷凍冷房設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事 等
 電気通信工事施工管理:有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、放送機械設備工事 等
 造園施工管理:公園工事、庭園工事、道路緑化工事、屋上緑化工事 等
- 「従事した立場」の欄は、現場代理人、主任技術者、施工監督、工事主任 等、具体的に記入すること。

別添4

○建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和三十七年建設省告示第二千七百五十五号）（抄）

改正後	改正前
<p>建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の五第一項第四号の規定により、同項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。</p> <p>一〜三十八（略）</p> <p>三十九 受検しようとする種目が電気通信工事施工管理である場合において、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、同種目に関する指導監督的実務経験一年以上を含む六年以上の実務経験を有する者</p> <p>四十〜四十五（略）</p>	<p>建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の五第一項第四号の規定により、同項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。</p> <p>一〜三十八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三十九〜四十四（略）</p>

○建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容（昭和四十七年建設省告示第三百五十号）（抄）

改正後

				建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を次のとおり告示する。ただし、その効力は昭和四十七年四月一日から生ずるものとする。	
建設工事の種類	建設工事の内容	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ ホ （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

				建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を次のとおり告示する。ただし、その効力は昭和四十七年四月一日から生ずるものとする。	
建設工事の種類	建設工事の内容	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ ホ （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	（略）	（略）	（略）	（略）

○建築施工管理について種別を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第千五百八号）（抄）

改正後

建築施工管理に係る二級の技術検定について建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三第三項の規定により国土交通大臣が定める種別は次の表の種別の欄に掲げる種別とし、及び当該種別について施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第一条第二項の規定により国土交通大臣が指定する実地試験の科目は同表の実地試験科目の欄に掲げる実地試験の科目とする。

種別	実地試験科目
建築	施工管理法
躯体	躯体施工管理法
仕上げ	仕上施工管理法

改正前

建築施工管理に係る二級の技術検定について建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三第三項の規定により国土交通大臣が定める種別は次の表の種別の欄に掲げる種別とし、及び当該種別について施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第一条第二項の規定により国土交通大臣が指定する学科試験及び実地試験の科目は同表の学科試験科目及び実地試験科目の欄に掲げる学科試験及び実地試験の科目とする。

種別	学科試験科目	実地試験科目
建築	建築学等 施工管理法 法規	施工管理法
躯体	建築学等 躯体施工管理法 法規	躯体施工管理法
仕上げ	建築学等 仕上施工管理法 法規	仕上施工管理法

○建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（昭和六十三年建設省告示第千三百十七号）（抄）

改正後		改正前	
許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる試験又は免許			
(略)	電気通信工事業	(略)	(略)
(略)	<p>一 建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の電気通信工事施工管理とするもの</p> <p>二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電子・電気部門に係るものとするものに限る。）とするもの</p>	(略)	(略)
(略)	電気通信工事業	(新設)	(略)
(略)	<p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電子・電気部門に係るものとするものに限る。）とするもの</p>	(略)	(略)
許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる試験又は免許			

○監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件（平成七年建設省告示第千二百九十七号）（抄）

改正後					改正前				
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十七条の第三十 第三項の規定に基づき、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七 条の十八第一項に規定する資格者証の記載に用いる略語を次のとおり定 める。 次の表の下欄に掲げる建設業の種類又は監理技術者資格は、それぞれ 同表の上欄に掲げる略語により表すものとする。					建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十七条の三十 第三項の規定に基づき、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七 条の十八第一項に規定する資格者証の記載に用いる略語を次のとおり定 める。 次の表の下欄に掲げる建設業の種類又は監理技術者資格は、それぞれ 同表の上欄に掲げる略語により表すものとする。				
(略)	一園施	一通施	一管施	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	法第二十七条第一項の技術検定のうち検定種目を一 級の電気通信施工管理とするものに合格した者であ ること。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百九十七号）（抄）

改正後	改正前
<p>建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下「令」という。）第二十七条の五第二項第二号ロ(3)の規定に基づき、同号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇二十二（略）</p> <p>二十三 受検しようとする種目が電気通信工事施工管理である場合において、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、同種目に関し一年以上の実務経験を有する者</p> <p>二十四・二十五（略）</p>	<p>建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下「令」という。）第二十七条の五第二項第二号ロ(3)の規定に基づき、同号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇二十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十三・二十四（略）</p>

○建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百九十九号）（抄）

改正後	改正前
<p>建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の七の規定に基づき、国土交通大臣が定める期間は、二級の技術検定（以下「技術検定」という。）の学科試験に係る合格発表の日の属する年度の末日初日から起算して十二年以内であつて当該学科試験と種目（建設機械施工又は土木施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする技術検定の実地試験を受験した受験する日の属する年度の末日初日から起算して二年以内とする。</p>	<p>建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の七の規定に基づき、国土交通大臣が定める期間は、二級の技術検定（以下「技術検定」という。）の学科試験に係る合格発表の日の属する年度の末日初日から起算して十二年以内であつて当該学科試験と種目（建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする技術検定の実地試験を受験した受験する日の属する年度の末日初日から起算して二年以内とする。</p>

建設業許可事務ガイドライン（平成13年国総建第97号）（抄）の一部改正に係る新旧対照表
（傍線部分は改正部分）

新		旧																	
<p>【第2条関係】</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 許可業種区分の考え方について</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18)電気通信工事 (削除)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(19)～(22) (略)</p> <p>【その他】 (略)</p> <p>別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設工事の種類</th> <th>建設工事の例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>とび・土工・コンクリート工事</td> <td>イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の<u>クレーン等による揚重運搬配置工事</u>、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ～ホ (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		建設工事の種類	建設工事の例示	(略)	(略)	とび・土工・コンクリート工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の <u>クレーン等による揚重運搬配置工事</u> 、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ～ホ (略)	(略)	(略)	<p>【第2条関係】</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 許可業種区分の考え方について</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18)電気通信工事</p> <p>①「<u>情報制御設備工事</u>」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(19)～(22) (略)</p> <p>【その他】 (略)</p> <p>別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設工事の種類</th> <th>建設工事の例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>とび・土工・コンクリート工事</td> <td>イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ～ホ (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		建設工事の種類	建設工事の例示	(略)	(略)	とび・土工・コンクリート工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ～ホ (略)	(略)	(略)
建設工事の種類	建設工事の例示																		
(略)	(略)																		
とび・土工・コンクリート工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の <u>クレーン等による揚重運搬配置工事</u> 、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ～ホ (略)																		
(略)	(略)																		
建設工事の種類	建設工事の例示																		
(略)	(略)																		
とび・土工・コンクリート工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ～ホ (略)																		
(略)	(略)																		

新		旧	
電気通信工事	<u>有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事</u>	電気通信工事	<u>電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
別表2 (略)		別表2 (略)	
別紙1から別紙9 (略)		別紙1から別紙9 (略)	